

日本版DMOの形成に向けて ～沖縄県における取組～



下地芳郎

琉球大学観光産業科学部 教授 学長補佐(社会連携)

2016.1.26

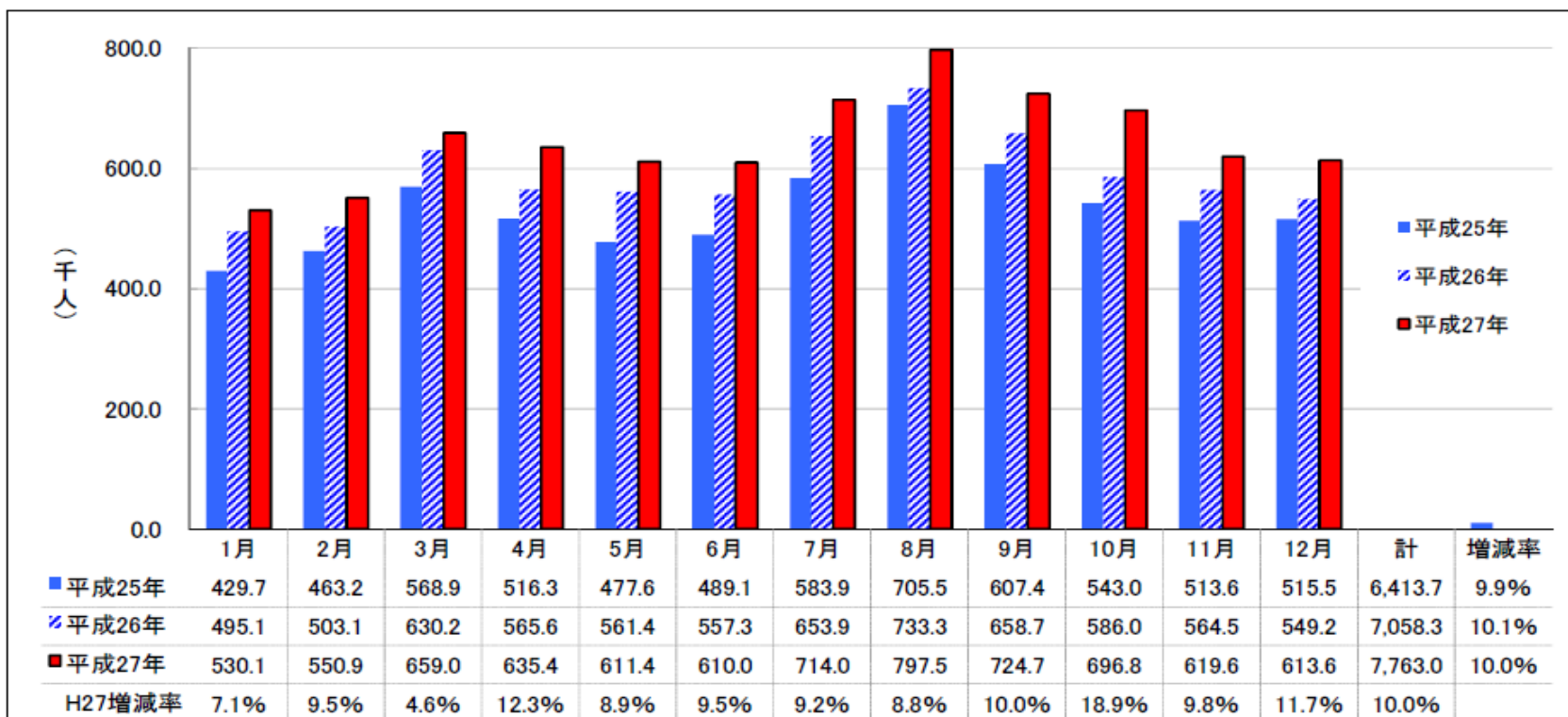
内 容

1. 沖縄観光の現状について
2. 法定外目的税導入検討経緯
3. 沖縄県におけるDMO展開について

1. 沖縄観光の現状について

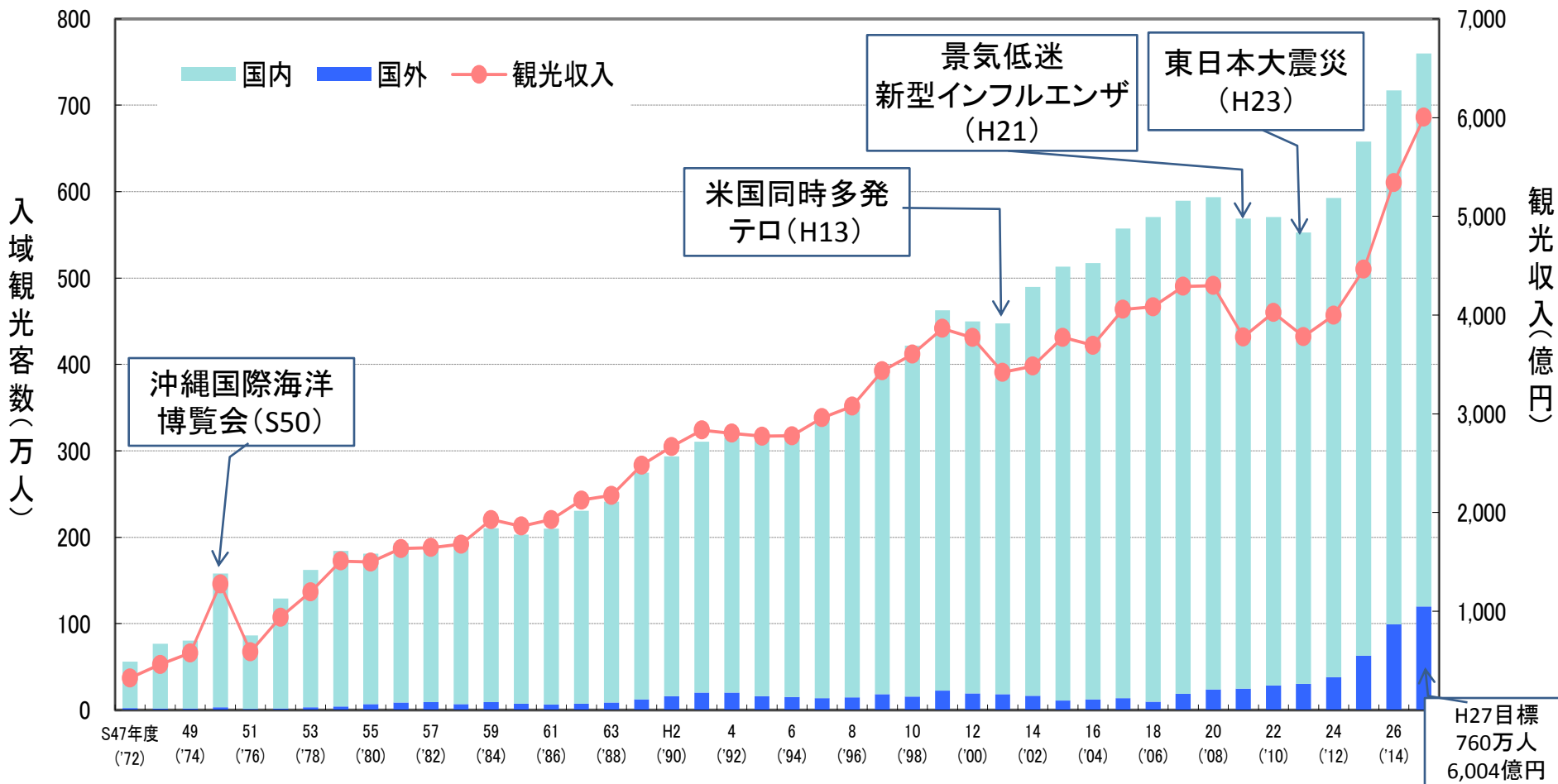
平成27年（暦年）の観光客数は、**776万3,000人**で過去最高
対前年（H26）比 +70万4,700人、+10.0%

■月別入域観光客数の推移（平成25年～平成27年）



国内観光客：626万人（昨年616万人） 外国人観光客**150万人**（昨年89万人）

入域観光客数と観光収入の推移

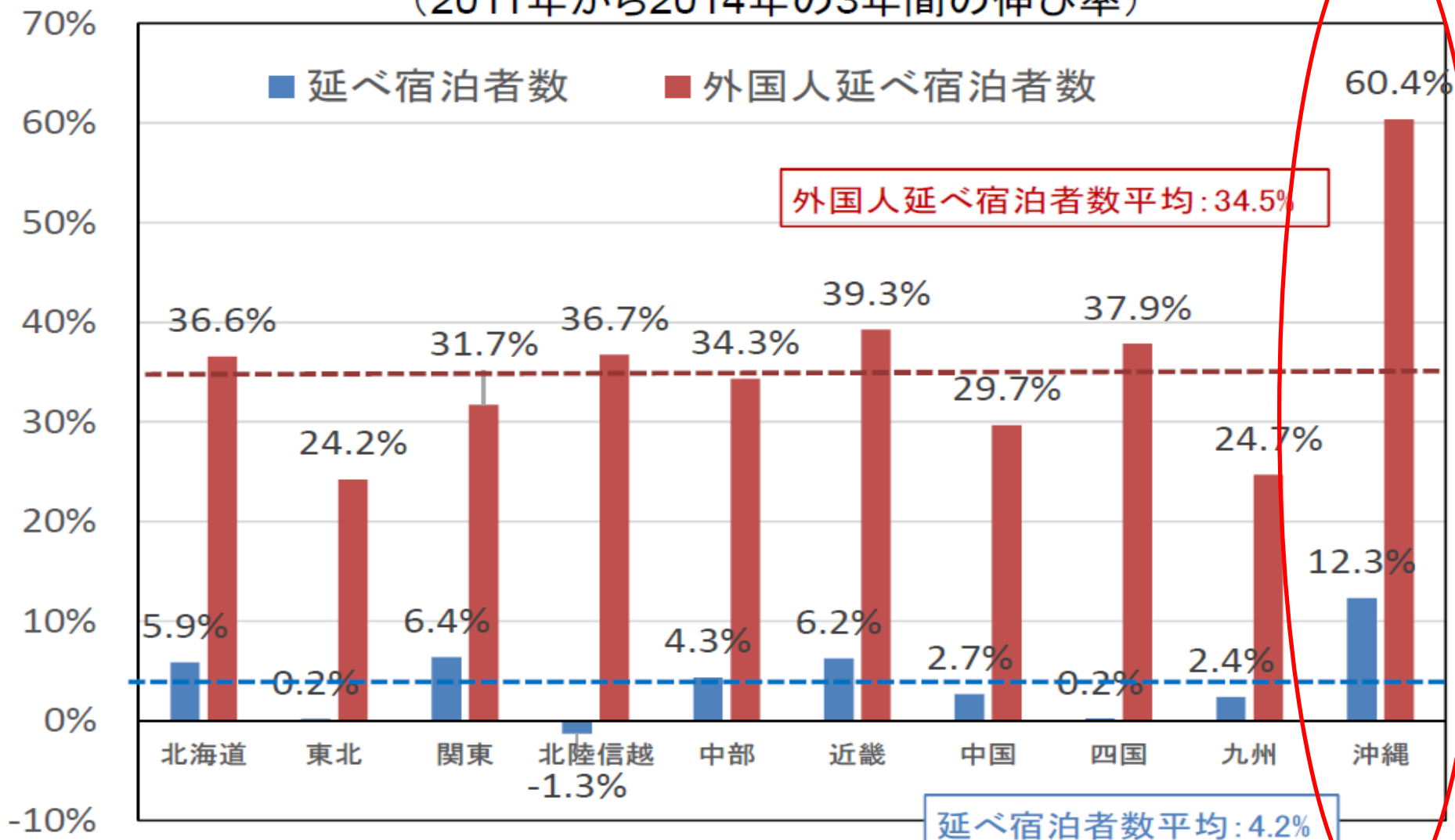


1972年度(昭和47年度)
 入域観光客数 56万人
 観光収入 324億円

2013年度(H25年度)
 入域観光客数 658万人
 観光収入 4,479億円

2014年度(H26年度)
 717万人(59万人増)
 5,342億円(863億円増)

延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数の伸び率 (2011年から2014年の3年間の伸び率)



出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」
注) 2014年(平成26年)は速報値。

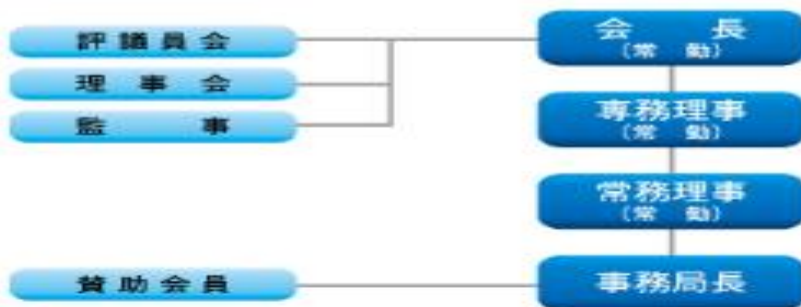
沖縄県の観光予算

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	
	当初予算額	当初予算額	対前年度比
沖縄県全体の当初予算額	723,922,000	746,497,000	103.1%
観光関連予算(合計)	8,585,978	8,951,639	104.3%
①観光客の誘致促進を図るために必要な経費	6,722,739	6,449,039	95.9%
②観光客の受入体制の整備等に要する経費	825,732	1,393,416	168.7%
③環境共生型観光地づくり、観光統計・調査、計画策定、関係機関との連絡調整等に要する経費	422,362	461,999	109.4%
④その他	615,145	647,185	105.2%

※文化観光スポーツ部予算のうち、「観光費」に計上される額である。

沖縄観光コンベンションビューロー



沿革

- ・昭和43年 沖縄観光開発事業団
- ・平成8年 (財)沖縄観光コンベンションビューロー発足

総務部【本社】

(主な事務分掌)

- 総務課
 - ・組織、人事、給与、予算決算、財産管理
 - ・評議員会、理事会
 - ・経営全般
 - ・賛助会員
 - ・収益事業の総括、新規事業の開拓
 - ・収益事業施設・沖縄コンベンションセンター、プセナ海中公園、旧海軍司令部
 - ・日本観光振興協会連携事業
- 広報課
 - ・OCVB組織広報
 - ・ウェブサイト・SNSでの広報・プロモーション
 - ・沖縄観光親善使節
 - ・多言語コンタクトセンター運営事業・受入サポート

企画部【本社】

(主な事務分掌)

- 企画課
 - ・調査・分析等
 - ・フィルムツーリズムの推進
 - ・スポーツツーリズムの推進
 - ・沖縄観光危機管理

国内事業部【本社】

(主な事務分掌)

- 国内プロモーション課
 - ・国内観光客の誘致
 - ・観光振興活性化促進
 - ・観光資源の開発
 - ・県外事務所との連携
- 受入推進課
 - ・沖縄観光受入対策事業
 - ・観光啓発事業
 - ・観光イベント実施、協賛、後援
 - ・那覇空港観光案内所
 - ・地域観光協会との連携
 - ・外国人観光客受入体制強化
- 観光人材育成センター(プロジェクトチーム)
 - ・観光・MICEの人材育成
 - ・観光産業魅力向上事業(観光学習教材等)

海外事業部【本社】

(主な事務分掌)

- 海外プロモーション課
 - ・海外観光客の誘致
 - ・クルーズ観光の推進
 - ・観光資源の開発
 - ・海外事務所との連携
 - ・海外航空路線の就航促進
- MICE戦略推進課
 - ・海外MICEの誘致・受入
 - ・国内MICEの誘致・受入
 - ・国際会議観光都市事業

【出先機関】

事業所

- プセナ海中公園事業所
- 沖縄コンベンションセンター
- 旧海軍司令部跡事業所

【出先機関】

県外事務所

- 那覇空港観光案内所(国内線・国際線)
- 東京事務所
- 西日本事務所(名古屋駐在所)

【出先機関】

海外事務所

- 台北事務所
- 韓国事務所

OCVB組織と予算

○役職員数

- ・役員 3名(1名は県派遣)
 - ・職員 43名
 - ・県派遣 4名
 - ・その他 4名(業界及び市町村)
- 計 54名

- ・他に嘱託・非常勤職員 191名

○予算(H27)

49億6千万円(内自主事業8億2千万円)

2. 法定外目的税導入検討経緯

(1) 沖縄県における法定外目的税の必要性

① 厳しい沖縄県の財政状況

⇒ 自主財源27.7% (H24)

② 観光振興等に係る財源の必要性

⇒ リーディング産業としての地位確立に向けて、国内外観光振興策強化財源

③ 環境保全等に係る財源の必要性

⇒ 沖縄の優れた自然環境の保全財源

④ 一括交付金

⇒ 特定分野財源としては対象外

(2) 法定外目的税導入検討内容(2010年～)

① 入域税

⇒ 空港(13か所)又は港(129か所)で徴収

② 宿泊税

⇒ ホテル、旅館等に宿泊する際に徴収

* 東京都導入

③ レンタカー税

⇒ レンタカー利用時に徴収

(2) 導入検討結果(2014年11月)

①入域税

- ・既に一部自治体が導入しており、**二重課税**になる恐れがある

②宿泊税

- ・**制度設計上問題がなく、税収の使途としても適当**。但し、専門家から「観光産業に与える影響を十分に考慮して判断する必要がある」旨指摘

②レンタカー税

- ・徴税経費との関係で費用対効果に問題有り

沖縄県市町村における法定外税の概要

<法定外税>

地方公共団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」とい、「法定外税」を新設(変更)する場合は、条例可決後、総務大臣との協議・同意の手続きが必要とされている。

沖縄県の市町村においては、3村において法定外目的税を導入しており、その概要は以下のとおりである。

団体名	伊是名村	伊平屋村	渡嘉敷村
税目名	環境協力税	環境協力税	環境協力税
課税客体	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する行為
税収の用途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用
課税標準	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する回数
納税義務者	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	旅客船等により伊平屋村へ入域する者	旅客船等又はヘリコプターにより渡嘉敷村へ入域する者
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収
税率	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	1回の入域につき100円(障害者、中学生以下は課税免除)
施行年月日	H17. 4. 25施行	H20. 7. 1施行	H23. 4. 1施行
決算額 (平成24年度)	3.6百万円	2.8百万円	9.1百万円

3. 沖縄県におけるDMO展開について

(1) 想定されるDMO

① 全県的な推進母体

⇒ 沖縄観光コンベンションビューローの強化

② 広域市町村

⇒ 沖縄本島東海岸地域(4町村)

沖縄本島北部「本部半島」地域
(3市町村)他

③ 離島市町村

⇒ 環境協力税活用

(2) 実現に向けての課題

① 財源確保

⇒ 法定外目的税の導入再検討

⇒ 消費税増税などから困難

* 沖縄県では継続して検討する旨表明

⇒ 自主事業の強化

⇒ 既存組織会員との関係

* 指定管理、自主施設経営

⇒ 「観光宝くじ」導入

⇒ 関係者勉強会で議論

* 2002年特区構想の一メニュー

⇒ カジノ導入

⇒ 2014年末に導入検討中止

* 新知事政策

(2) 実現に向けての課題

② 組織体制

⇒ 既存組織の抜本的見直し

⇒ 公益事業と収益事業のバランス

* 人材育成・確保必要

⇒ 新組織

⇒ 既存組織との役割分担等

* 観光協会、商工会、NPO等

(3) 産学官連携による検討

「学」の視点からの積極的な関与(支援)
(統計・分析、ブランディング、経営等)

以 上